

僧風教育論

石川教張

(現代宗教研究所主任)

一、子弟教育の意義

子弟教育は、いかにあるべきか——このテーマは、いうまでもなく宗団の存立とその将来のあり方を左右する重要な命題である。

子弟教育の意義と目的は、一般的に次の三点に集約することができる。

第一は、信仰と教説を相続する仏法の担い手になるよう子弟を教化育成することである。

第二は、求道修行と布教教化にとりくむ人材を育成し、宗団における次代の担い手としての教師を教育することである。

第三は、信仰および儀式、布教の拠点である寺院（教会・結社などを含む）の宗教的、社会的機能を継承推進する寺院の担い手としての僧侶の育成をはかることがある。

宗団が「教団」として存在していくためには、宗教的な信念・教説・儀式などが宗教集団の成員によつて共有され、それを流布するための宗教活動がなされなければならない。宗教法人法が「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行ない、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体」として宗教法人を規定しているのは、こうした教団としての特性を承認し、その特性を具視していく宗教集団ならびに宗教集団の成員による宗教活動の役割を示したものである。

したがつて、教団としての固有の機能は、たんなる職業集団として存続することにあるのではなく、(1)信仰・教義をよりどころとして、その研究・修行・教化に励むこと、(2)教義の制定と体系化をはかり、儀式行事をさだめて信仰実践を推進していくこと、(3)構成員の資格条件を認定し養成すること、などの点を中心とする信仰集団としての宗教的機能と組織的な実践を根本としている。

この意味で、子弟教育は、教団の信仰・教義を相承し担つていく人材をうみだすための信仰相続の教育活動となるべきものであり、同時に構成主体を養成する宗教的機能として実施されていかなければならないものである。

二、子弟教育の目標

法華経信仰者の育成

日蓮宗における子弟教育の目標は何か。

第一に、日蓮聖人によって信解、体得された法華経信仰の相続者を育成することにある。末法の唱導師であり法華経の行者として生涯をおくられた日蓮聖人の生き方に導かれ、法華経と日蓮聖人の信仰・教説を信受、献身とともに、求道研究と布教教化に励む求道僧・菩薩僧を育成し、「日蓮が門弟」としての使命に生きる次代の僧侶となるよう教育する点にある。

日蓮聖人は、「仏宝・法宝は必ず僧によて住す。仏法有りといへども、僧有りて習ひ伝へずんば、正法・像法二千年過て末法へも伝はるべからず」(『四恩抄』昭和定本遺文二三九頁)と教示されている。これは、仏法を習い伝えることによつて、僧は初めて「僧」たりえることを指摘したものである。仏法の大燈明を末法にかかる仏法の相続者・學習者・弘教者となることが、日蓮聖人の示された僧侶の意味と任務であることをあかしたものである。

それゆえ子弟教育は、まず何よりも、こうした使命を体現する僧侶を教化、育成する「僧宝」教育でなければなら

ないといえよう。釈迦仏（仏宝）、法華経（法宝）の信仰を担い、日蓮聖人（僧宝）の教えと生き方を習い伝えていく、「日蓮が弟子」の育成こそ、「僧宝」の相続と育成をめざす、日蓮宗における子弟教育の名に倣するのである。この観点と目的から離れたところでなされる子弟教育は、教育と云つても、それは、魂を忘れた名目上、形式上の作業にすぎない。

こんにちの日蓮宗では、信仰心もなく、寺に生まれたというだけで教師資格を有し、僧籍・僧階を得て住職になつている者が少なくない。法華経や御遺文をつねに習いきわめるために献身しているものは、いつたい何人いるであろうか。「学生時代に授業で聞いたことがあるが、卒業したらまつたく読んだことがない」と、堂々と公言して恥じない人が多いのに驚かされる。法華経を読むというのは、儀式行事、法務のためであつて、法華経の心を受持し、学习、弘教していくために読んでいないことが多い。御遺文を拝読するのも、勤行や法事のときぐらいで、それも一節を読む程度でおわつていて、偽わらぬ現実であろう。つまり、口で読めども心に読まず、心に読めども身に読まず、という事態に安住しているのであつて、それでは教師とか住職という名の宗門人ではあつても、仏法を習い伝える日蓮聖人の弟子とはいえない。日蓮が弟子として法華経にきずをつけてはならない（『四条金吾殿御返事』昭和定本遺文一三六二頁）。これが法華経の命を繼ぐ師弟の約束なのである。こうした心がまえを強く持つことなしに、仏法を相続する「僧宝」になりえないことは明らかである。

この観点からみれば、日蓮宗の子弟教育は、法華経と日蓮聖人の信仰・教説を徹底的に習い伝える目標を教育の一義とし、正法を担い流布する使命と情熱と誇りとを心田にうえる教化育成を、教育内容とするものでなければならぬ。まず、法華経と御遺文の習学を第一義とし、その教えを信仰的に「時」の認識にもとづいて、信受弘教していくための教化育成が不可欠である。

日蓮門下としての使命

第二は、日蓮宗の成員となつて宗門を担つていくとともに、あるべき教団形成にとりくむ、日蓮聖人の門弟としての自覺に立つ日蓮宗の僧侶を教化、育成することである。

ここでいう教団とは、たんなる寺院および住職教師の同業集団のことではない。また、宗教法人として制度的に認定された集合体のみに限定されるものではない。仏法僧の三宝を中心に檀徒・信者を含む、宗教的結合と機能を有する信仰共同体のことである。

日蓮宗は、世間的には日本の仏教宗派のひとつとして存在し、現実面では、一宗派としての宗教的行動様式を軸に活動している。いわゆる既成教団・伝統仏教宗団と呼称される中に含まれている。しかし、信仰的立場から見れば、上行所伝の題目を末法に流布する使命を体し、仏使として生きた日蓮聖人によつて立教開宗されたのが、日蓮宗である。それ故に、宗祖日蓮聖人を大導師と仰ぐ日蓮聖人門下として、日蓮宗の僧侶は信仰実践にとりくむべき任務を背負つてゐるのである。日蓮聖人は、内相承において「教主釈尊—日蓮」の内観と直參の立場にたち、外相承のばあいには、「教主釈尊—天台大師—伝教大師—日蓮」という法華経流布の歴史を繼承、宣揚する姿勢をとらでいる。「天台大師は釈迦に信順し法華宗を助けて震旦に敷揚し、叡山の一家は天台—相承し法華宗を助けて日本に弘通す等云々。安州の日蓮は恐らくは三師に相承し法華宗を助けて末法に流通す。三に一を加えて三国四師と号く」(『顯仏未來記』昭和定本遺文七四二—三頁)。

日蓮宗とは、法華宗を助けて、末法に正法を流通された大導師日蓮聖人の無二の志を相承する教団なのであり、これをめざすものでなければ、「法華宗」＝法華経信仰の宗旨を宣揚する日蓮宗ということはできない。末法に法華経を宣揚され、立教開宗の宣言を示された日蓮聖人の志をおのれの志とし、その時代状況ときり結びつつ立正安國の淨行に励み、第一、第二、第三の「立教開宗」をめざして、たえざる法華経の相承と宣揚の行動をあらたにしていくことが、法

華経相承の教団としての日蓮宗の使命であり、これに専念することが、「日蓮が門弟」としての日蓮宗の僧侶のなすべき役割なのである。

僧侶はすべて布教者である。同時に、仏祖によって布教され教化された者でなければならないが、そのためにはまず、自己が、仏祖によって教育されたものであるという自覚が必要であろう。こうした認識にもとづいてこそ、はじめて宗団を「教団」に脱皮、再生する道をきり開くという子弟教育の眞の意味が明らかになるのである。

教団は何か。仏經と行者と檀那の三結合による、法華經信仰の宣揚と救濟活動にとりくむ信仰共同体としての「日蓮一門」のことである。

釈迦仏・法華經への信仰を共有し、それを協同して習い伝え、広く宣示、顯説し、布教教化にとりくんでいく同志的な連帯と結束」「異体同心」が、教団形成のモメントである。

うわべでは唱題・読誦を修し、「宗門人」としての行動がなされているように見えてはいても、信仰・教説の受持が弱く、バラバラで、求道教化の志も一致していなければ、それは、「宗門」という組織・機構としては成立できても、「教団」としての意味を有するとはいえないのである。

日蓮聖人の教団論は、次の言葉によく示されている。「仏經と行者と檀那と三事相応して一事を成せん」(『問註得意抄』昭和定本遺文四三九頁)。

釈迦仏・法華經(仏經)と、それを宣揚する法華經受持の僧(行者)と、正法に帰依し法華經の行者に導かれて法華經の受持と外護を行なう清淨の檀信徒(檀那)の三者による異体同心の結合と、法華經による国土と人間の救済(成仏)をめざす信仰実践(一事)への一向専念こそ、「日蓮一門」としての教団の姿なのである。

すなわち、釈迦仏・法華經の心を心としてその広布にとりくみ、信徒の教化に励むものが、「日蓮一門」の成員として「日蓮が門弟」「日蓮が弟子」と名のることのできるものである。日蓮宗の僧侶がすべて、こうした使命と自覚をも

ち、「日蓮が門弟」たらんとして求道・研究に尽力すべきことはいうまでもない。したがつて、子弟教育も、宗門認定の資格を授与するためになされる前に、教団としての日蓮宗を確立していく日蓮聖人の弟子となるための人材育成や仏法の担い手づくりを、意図してとりくまれねばならない。

日蓮聖人は語り示されている。「よき師とよき檀那とよき法とこの三つ寄合うて祈を成就し、国土の大難をも払うべきものなり」（『法華經初心成仏抄』昭和定本遺文一四二二頁）。「ここでいう「よき法」とは法華經であり、「よき檀那」とは、人の高下を差別せず、いかなる人にもへつらわらず、人の言を用いることなく、法華經をひたすら持つ人のことである。「よき師」とは、「さしたる世間の失無くしてへつらうことなく、少欲知足にして慈悲あらん僧の、經文に任せて法華經を読み持ちて人もも勧めて持たしめん僧」を意味している。つまり、(1)世俗的な事がらに特別の過失をしないこと、(2)身分の高い者や権力者に対してもへつらわない者、(3)欲望を充足させるのではなく、「少欲知足」の姿勢をもち、慈悲の心をつらぬき注いでいく者、(4)法華經の經文に説くがごとく、その經文を一切の基準にして、法華經を読み受持する者、(5)法華經を人に語りすすめて法華經信仰に導き入れ、受持させていく者——これが「よき師」となりえる僧の資格と条件である。(1)(2)は、僧侶の世俗的姿勢、(3)(4)は僧侶としての信仰的生き方、(5)は僧侶としてなすべき布教教化のあり方、を示している。

子弟教育は、こうした「よき師」「よき僧」を目標としてなされることが大切である。「よき法」を信受しつつ、こうした僧としての任務とあり方を堅持することによって、「よき檀那」の教化育成にとりくむことができるのであり、子弟教育は、この使命感を与える教育内容をそなえているものでなければならない。

現在の日蓮宗に、こうした「よき僧」はどのくらいいるのであろうか。「よき僧」たらんと心がけ精進している人は多いと信ずるし、そう信じたい。しかし、国土の大難を払うための祈りはなされているであろうか。「大欲不知足」の僧は少なくないし、慈悲より金勘定と名聞利養を優先する者も多い。經文にわが身を任せず、「私」の狭い思惑や経験

や計算高さに任せて法務をつとめる僧もいる。仏はホットケ、僧侶の不信心という現実がたしかにある。口では、宗祖の願業を体としてとか、異体同心だとか、法華經をひろめる菩薩行にとりくむ僧侶でなければならないなどというが、実際のところは、法事・葬式などの法務がひと通りつとまる僧侶になることが目的であつたり、檀用や信者対策や寺門經營を多少なりともこなせる僧侶になつてもらいたいというのが、子弟教育への期待であつたりする場合が少なくない。また、資格を得る手段を自己目的として子弟教育を考えているケースも多いのではないか。

もちろん、僧侶としての職能教育が不要だというわけではない。それは大切なことではある。しかし、日蓮聖人の門弟として法華經を宣揚するという使命もなく、法華經とご遺文を習い伝えていく情熱もなくて、教師とか住職の資格だけをえている者は、はたして日蓮聖人の教えを相承する門弟といえるのであろうか。日蓮聖人の三陣三陣として法華經の流通にはせ向う日蓮宗の僧侶たりえるのであろうか。これは自省をこめて思うのだが、「我弟子等心みに法華經のごとく身命をおしまず修行して、此度仏法を心みよ」(『撰時抄』昭和定本遺文一〇五頁)と示された日蓮聖人の声に、はたして耳を傾けてるのであろうか、仏法をこころみることなしに、「弟子」といえるのであろうか、という問い合わせねに問い合わせねなければならないのである。

教育とは、教える者と教えられる者との間に、「信」の関係が成立していかなければならぬ。職能だけを教育目的とする限り、仏事經營に堪能な僧侶を養成することはできても、日蓮宗の僧侶としての使命と大いなる任務と情熱をはぐくむことはできない。

つまり、子弟教育のばあい、教えられる者に求道心がなければならぬが、教える側にこうした使命と信仰的確信が湧き出でなければ、道心なき子弟教育の实行に終始せざるをえないであろう。

子弟教育においては、子弟の側を問題にしがちであるが、それ以上に大事なのは、教える側の問題なのである。この意味で、さきにあげた「よき僧」としての五つの条件は、教える者の習得すべき資格であり、教えられる者にとつ

ては、僧侶のあるべき姿と目標とを提示しているものということができる。

宗団における教育の必要性

また、宗団として子弟教育を考える場合、すぐさま制度・機構や施設などを問題にしがちである。当然のことながら、こうした教育の条件を充たす行政的措置は不可欠である。積極的に検討し、具体化を図るべき事がらである。だが、教育条件を保障し、行政上の措置をとれば、人材育成のための教育が実現されるわけではない。先述したごとき人材育成の目標と内容を提示し、使命と情熱をもつて信仰的な魂にふれる教育にとりくむ決意が、行政措置の前提になくてはならない。「僧宝」教育の目的をなしとするために、制度・機構・施設・資金などの教育条件を充足させていくという姿勢と配慮が必要である。法華経信仰を宣揚された日蓮聖人に導かれて、その信仰・教説を相承する弟子、ならびに日蓮一門の担い手としての日蓮宗の僧侶を教育育成したとき、初めて「法器」養成の内実をそなえることができるるのである。子弟教育という点を基軸として考えるならば、これらの目的と内容を具視するために、宗門の僧侶は尽力せねばならないし、自らを高めていく必要があるだろう。同時に、この目的のために、宗政は奉仕しなければならない。

教育は、いまでもなく人間を管理、統制するものではない。僧侶としての資格条件を制定することは、宗政の役割であるが、宗団の成員としての資格を与えることが、子弟教育の自己目的ではない。それは、あくまで副次的に具備してくるものである。

教育は、生涯教育であり、仏祖の教えを習字、研究、信行するという教育内容を充足するために、制度上の保障を与え、「師僧と徒弟」という形式に止まることなく、同信の「師と弟子」としての縁にもとづいて、共に主伴となる相互教育がなされる必要があるだろう。「師厳道尊」とは、ともに道を歩む者としての厳しさを土台としてはじめて形成

されるものであり、仏道に献身する師であるが故に尊敬され、「よき師」であることによつて、弟子を教育しえるということであろう。この点が欠けていたならば、それは、「師僧」の立場を利用して弟子を隨身させるだけの徒弟制度の固守に終わるであろう。前述の「よき師」であるための資格条件は、教える者、教えられる者を含めて子弟教育全般にわたる、教育の目標と内容を示すものであることを、つねにくり返し想起しておくべきである。

三、信仰的な師弟の結合を

子弟教育における第三の目標は、日蓮宗の教師および寺院後継者を養成することである。これは、構成員の資格を認定し、成員を養成することが、教団としての任務である以上、当然のことである。また『宗勢調査報告書』（昭和五十五年版）が指摘するように、寺院後継者なしが地方寺院を中心に三割を上まわるという切実な現実を直視せねばならない。

この場合の教師が、たんなる僧籍を有する教師資格の取得者にとどまらず、日蓮聖人の教えを相承する教団の担い手であり、「よき師」たらんとこころざし、教化にとりくむ者であることは、前述の通りである。また、寺院後継者の養成が、住職予備軍の養成に限らず、広く寺院を拠点に布教・儀礼につとめ、正法を宣揚、相続する者を意味することは言をまたない。また寺院後継者難の問題は、法器養成にとりくむ住職教師の責任であるが、教育だけでなく、宗門寺院の全般的なあり方にかかる事がらでもある。

同時にお経が読めない、法要儀式も身についていないというのが実状であるから、せめて法務・檀用のつとまる僧侶に教育してほしい、という子弟教育への現実的期待感のあることも否定できない。

これは、寺檀関係を基礎におく伝統宗団の反映であるとともに、師弟関係が親子関係であるという世襲下での教育不在を物語るものもある。寺院における子弟教育には、次の型がある。第一は手塩教育型。師僧は親であり、実子

が徒弟という形式での教育である。信仰教義の相承をしている所もあるが、大半は法務(説經・儀式など)、檀用の継承であろう。親子の関係では、仏道修行の厳しい持続ができるがたく、子が発心して修行するならばいざ知らず、そうでない者を僧侶であり親もある立場から教育していくのは、必ずしも容易ではない。子は親の背を見て育つというが、すでに親の背すら見えなくなつてゐるこんにちの現状では、よほど親である師僧が、信仰的確信と情熱と豊かな人格を磨いていこうとしているなければ、寺院生活を同じくする子供である弟子に充分なあるべき教育をほどこすことはできがたい。この手塩型教育のゆきづまりが、宗門における子弟教育への期待となつて現われてくるケースが多いのではあるまいか。もちろん、子が自ら信仰心を持つて、親との「いとま」をつくつて僧侶として生きていく場合が多いことも見落すべきではない。第二は隨身型である。他寺に修行する子弟は、手塩型の子弟よりも僧侶となつていく気持は強いといえるが、大寺院か比較的檀数の多い寺に献身修行することが多いため、実習的に法務・檀用にたずさわることができるが、信仰的、教育的な内実が充分そなわつてゐるとは限らない。第三は、信仰関係を中心とした血縁性をもたない師弟による教育の型である。いわゆる「師嚴道尊」型で、僧侶が妻帯しないまで一般的であつた伝統的パターンである。師が「よき師」であれば、信仰教義や法務の相承がなされるが、師僧によつては、師弟の上下関係を絶対化して弟子の信仰増進を阻止する、反教育的な面も出てくるし、弟子が信仰受持の姿勢を失なつたならば、師弟間の子弟は成立しえない。こんにち、この「師嚴道尊」も形骸化の様相を強めている。

こうした寺院における子弟教育は、マンツーマンによる個性教育という長所をもつてゐるし、これが教育の根本であるが、利害打算ぬきの信仰中心、法務献身の僧風教育を実現していくためには、先にあげた師弟双方の自覚と情熱がどうしても必要となるであろう。

その意味では、相互が、その信仰関係にもとづく師と弟子の本分を守りながら、ともに主伴となり、また寺院間、僧侶間での自主的な信心修行の場をもつことが要請されよう。日蓮聖人が鎌倉の弟子と共に八日講や大師講をいとな

んだことは、こうした研鑽の場を重視していたことを意味するものである。

寺院は本来、本尊を安置して礼拝と儀式を行う場であるが、それだけでなく、講説布教する修行の道場として建立されたものである。求道せず勉学せず、信心増進に励まず、という三無主義をなくしていくためには、寺院はもつと教育・求道・修行・研鑽の場として活用されていかなければならない。寺院に身をおくものは、研鑽する行学道場として寺院を意味づけ、その教育活動にとりくむことが、子弟教育に直結する道もあるう。

住職は、寺に住む職能者という面もあるが、住む寺を信仰と布教の拠点にすることを、仏祖より職務として託された者というべき存在である。信仰を職業化してはならない。職務を信仰化せねばならない。

四、求道的僧侶の育成

「人のものをし（教）ふると申すは、車のおも（重）けれども油をぬればまわり、ふねを水にうかべてゆきやすきやうに、をしへ候なり」（『上野殿御返事』昭和定本遺文五六八頁）——ここに、日蓮聖人による教育論の一端をうかがい知ることができる。教育は、小手先のものではなく、知慧の油をそそぎ、慈悲の大船をうかべて、心重き者、進歩せざる者を仏道に向わせて行くことが、僧風教育のあり方である。それを知らず求めずして、心の車を動かさず、不信と懈怠の水に沈淪している者に、仏道を歩む人間の生き方を教えるのが師たりえる人なのである。師僧であろうとも、不信謗法に墮していたならば、弟子は盲従することなく従うことなく、仏道に導いていくというのが、聖人における師恩報酬の姿勢であつたことを、師弟ともに忘れてはならないであろう。

宗祖在世期の教育は、さまざまな内容をもつてなされているが、小法師らを含めた日蓮聖人の教育は、こうした僧宝教育、日蓮一門を相承する法華經の行者育成の教育を眼目にしていたことは明らかである。

宗祖滅後、日蓮宗の各門派は、重須本門寺を先駆として、身延・中山・京都各本寺に談所を設けて集団的な子弟教

育を図り、近世になると、飯高檀林をはじめとする各檀林で檀林教育が実施されてゆく。この過程で、集団教育によつて僧風を身につける修行研鑽がなされる一方、師資相承から学系相続へと移行し、天台学中心の修学程度に応じて僧侶の資格や入寺資格も定められた。そこに問題点がないわけではないが、子弟教育が日蓮宗の活動と存続の土台となつていたことは事実である。檀林教育も、学系＝法縁が本来の法の縁を失なつて僧侶の派閥になつていたように、やがて制度化されるに従つて形式的になつてゆく。近世末期における優陀那日輝の充治園は、そうした檀林教育の枠をこえた所で展開された、人材教育の場であり、それは当時、各地で自主的に開設された私塾としての自主的で個性的な子弟教育としての特質を示すものであつた。

近代に入つて、さまざまな子弟教育がなされたが、紙数の都合で割愛する。ただし、二つの注目すべき子弟教育についてふれておかねばならない。その一つは、新居日薩による子弟教育である。それは、沙弥校と大檀林教育として実施された。沙弥校は、寺院子弟のうち児童を対象とし、三年間で仏教学と普通学を教えている。仏教学は、法華経や日蓮宗関係書の素読・解釈・暗誦、普通学は論語などの読書、歴史・物理・作文・算術・英語学などの口授学習を主要な内容としている。大檀林教育は、五年間で仏教学をはじめ和漢学・英語学・算術などを教えている。教育科目として英語学を重視していることは、注目されよう(石川教張「近代における日蓮宗」『歴史読本』昭和五十六年七月号所収参照)。

もう一つは、日蓮門下学生の教育寄宿舎であった茗谷学園(明治三十六年創立)における教育である。信仰的人格と自律の精神を育てる教育については、かつて筆者は、「現代宗教研究」第十二号に紹介したことがあるので、それを参考願いたいが、とりわけ、次のような「綱領」は、時代を超えて光彩を放つ教育の方針と情熱、使命を明らかにするものと思われるので、ここで掲げておきたい。

教権に盲従して自我の自由を覺らざるものと、自由あるを知つて、仏陀・聖祖を忘るるものとは共に未だ我覚の

士ではない。潑刺たる自由と、真摯なる求道の精神を持つて、而もよく法華經、聖訓に信解を求める者にして、始めて我党の士と許す事が出来る。

我党は徒らに職業的僧侶たるん事を仏祖の前に恥づる。信念ある宗教家！ 唯此一事を達せん事を我等第一の祈願とする。

今日、宗門の教育制度が一貫性と綜合性を欠いているため、ときとして資格を取得するための手段として教育がなされたり、「職業的僧侶」を養成するためだけに終つたりする危険をはらんでおり、他方では、立正大学における子弟教育が信仰心・布教・職能を充足させえず、法器養成の役割を充分にはたしていらない現状を考えるとき、こうした沙弥校・大檀林教育・茗名学園教育のような視野の広い多面的で、「求道的僧侶」の育成をめざす、自主・自律の集団的個性教育の意義をもう一度再検討していくことが必要ではないか、と考えられる。また、宗立学寮における教育の重要性も充分とらえ直していくべきであろう。

五、生涯教育の必要性

日蓮宗の子弟教育は、一貫した綜合教育の中に位置づけられる必要がある。

こうした教育の場に関しては、他宗派では、曹洞宗における僧堂での修行や講習会（特派布教師・布教師養成所・青年指導者・禪のつどい指導者・梅花講など）、臨濟宗における専門道場（教師になるための行学道場）、浄土宗の伝習伝戒道場（加行・僧侶資格取得の場）や布教師、法式指導員などの養成講座、教化センターによる各教区の教化団による講習会、天台宗・真言宗における僧侶となるための加行など、各宗それぞれが得度から僧侶・教師となり、それ以降の教育・講習・教化を修する機関を設けている。各宗派でも、日蓮宗と同様に、一貫性と綜合性をもつた法器育成の充実に苦心しており、こうした実情については、各宗派研究所の交流を日蓮宗現代宗教研究所も推進しているので、いず

れ稿を改めて言及したい。

いずれにしても、僧侶である以上、学ばなくてよいということはありえず、求道修行は一生涯にわたってなされねばならないことである。つまり、生涯教育としての僧風教育の原点、ないし前段階に相当するのが子弟教育であり、それは「訓育・感化」＝僧侶として生きる使命と、情熱を高める教育内容を重点に信解の推進を図るものとして、最も重視されねばならないといえよう。

一貫した法器養成カリキュラムと教育機関の設置は、すでにカリキュラム作成委員会でも検討してきたところである。この法器養成機関のカナメともいべき信行道場カリキュラムと、そのテキスト『信行道場読本』が作成刊行されたのは、大きな成果であり、すでにこの内容は、実践にうつされ検証段階にきている。さらに、『僧風林読本』も近年刊行され、その漸新な内容は注目されるところであり、僧風林の全国的な開設をめざして、その位置づけ、目標、具体的とりくみを含むカリキュラムの策定が求められよう。

この意味で、教育システムが一貫性をもつ必要がある。その目標は、信仰と教えを相承していく誓願と使命を体していく法器を育成することであるから、唱題修行・読誦行はもとより、法華経と御遺文の習字を肝要として、法務・布教・社会的諸問題などにわたる広い視野と専門的内容を身につけていく教化育成が、体系的になされていかねばならない。

こうした教育の目標と内容を具視していくためにも、連関性と一貫性とをそなえた教育体系と、カリキュラムにもとづく実行が、自主的に、また制度的にとりくまれていく必要があろう。

二十一世紀は目前にある。病める社会の危機と不安は一層深まっている。社会の荒廃と人心の不信・不安・不正の増大している末法的現代の重病に良薬を分け与えていく僧侶が、各地の草莽として涌出していかねばならない。そのためには教説・教育・教化・教団・教師の五つの「教」が確立していかねばならない。

立教開宗七五〇年（西暦二〇〇一年）を当面の目標として、日蓮宗はあげて「お題目総弘通運動」にまい進し、信仰増進・求道習学・教化弘通・教育研鑽・教団確立に尽力していくべきであろう。

（「群生」第六号より）